

# 上筒井区規約

## 第1章 総 則

### 名称及び事務所

第1条 本区は、上筒井区と称し、事務所を上筒井公民館（大野城市筒井3丁目8番1号）に置く。

第2条 本区は、上筒井区内に居住する住民（世帯）で構成し組制を設ける。

### 目的

第3条 本区は、区民相互の親和と生活向上、福祉の増進を図り、区の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 事 業

### 事業

第4条 本区は、目的達成のため、下記の事業を行う。

第1項 公民館活動の目的達成に必要な事項。

第2項 防犯・防災に関する事項。

第3項 環境衛生の改善に関する事項。

第4項 文化・体育に関する事項。

第5項 社会・福祉に関する事項。

### 広 告

第5条 本区の広告は、区の掲示板又は、回覧板をもって公示する。

## 第3章 運 営

第6条 本区の目的達成のため必要な経費は、区費及び使用料、市助成金等をもってあてる。

第7条 本区の区費及び公役費の金額は、総会で定める。

## 第4章 役員及び事務員等

第8条 本区は、下記の役員及び事務員を置く。

第1項 区長（公民館長兼務）・副区長（副公民館長）・会計各1名と評議員若干名。

第2項 組長（区の組数と同数名）

第3項 監査役2名

第4項 事務員1名・管理人1名（兼務は妨げない）

**第5項** 役員会は、区長(公民館長兼務)・副区長(副公民館長)・会計・評議員で構成する。

**第9条** 区長・公民館長の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

ただし、2期を超えることはできない。

**第10条** 役員選出

**第1項** 区長(公民館長兼務)は、選考委員会で選考し、総会で承認する。

**第2項** 副区長(副公民館長兼務)・会計及び評議員は、区長(公民館長兼務)または、区長(公民館長兼務)候補が指名し、総会で承認する。

**第3項** 選考委員会は、新旧の組長会の会長及び副会長、評議員代表2名と各種団体から選出された者(各1名)で構成する。

**第4項** 組長は各組で選出する。組長会に会長1名及び副会長2名を置き、組長の互選により、決定する。

**第5項** 監査役は、区長が選び、役員会の承認を得る。

**第6項** 事務員及び管理人の採用は、区長が選び、役員会の同意を得る。

**第11条** 役員及び事務員・管理人等の報酬及び給料は総会で定める。

## **第5章 任 務**

**第12条** 役員の任務は、下記の通りとする。

**第1項** 区長(公民館長兼務)は、区を代表して業務を行う。

**第2項** 副区長(副公民館長)は、区の各種団体の発展向上を図るとともに区長(公民館長兼務)の補佐をし、区長(公民館長兼務)不在の時は、その代行をする。

**第3項** 会計は、区の会計事務を行い、区長(公民館長兼務)を補佐する。

**第4項** 評議員は、区長(公民館長兼務)を補佐し、区の運営にあたる。

**第5項** 監査委員は、会計監査を行う。

**第6項** 事務員は、区の事務を行い、区民の便宜をはかる。

**第7項** 組長は、区長(公民館長兼務)の指示により、その組の連絡及び組の世話をあたる。

## **第6章 区民の権利と義務**

**第13条** 区民は、本区の事業運営によって生じる利益を平等に受けることができる。

**第14条** 区民は、区長(公民館長兼務)の指示により、その組の連絡及び組の世話をあたる。

## **第7章 個人情報保護**

**第15条** 本区が区活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用提供および管理については、「個人情報取得要領」に定め適正に運用するものとする。

## **第8章 会議**

### **第16条 会議の種別**

1. 総会
2. 役員会
3. 組長会

**第17条** 総会は通常総会・臨時総会とする。

**第1項** 通常総会は、毎年4月末までに開催する。

但し、必要ある時は、役員会の承認及び要求により臨時総会を開くことができる。

**第2項** 総会を開くときは、会日の5日前までに会議の目的・場所を広告する。

**第18条** 総会は、下記の事項を議決する。

(1) 議案審議 (2) 規約 (3) 予算・決算 (4) 役員選出 (5) その他事項

**第19条** 総会は、代議員制とする。通常総会の代議員は新・旧組長及び各種団体新・旧会長とし、臨時総会の代議員は、当年度の組長及び各種団体会長とする。

**第1項** 議長は、代議員の中から選出する。

**第2項** 総会の議事は、出席者の過半数(委任状を含む)にて決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

**第3項** 区民は、総会を傍聴することができる。

**第20条** 総会は、あらかじめ通知した議案の審議を行う。但し、通知後の緊急事項は、総会に提案して、議案を審議することが出来る。

**第21条** 役員会は、区長が招集する。

## **第9章 事業年度**

**第22条** 本区の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

**附則**

昭和59年4月15日一部改正。

本規約は、昭和59年4月15日より施行する。

本規約は、平成3年4月14日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成9年4月13日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成20年4月13日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成22年4月18日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成25年4月14日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成26年4月13日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成28年2月6日一部改正し、同日より施行する。